

# 農業経営基盤の強化の 促進に関する基本的な構想

令和5年  
糸島市

## 目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	効率的かつ安定的な農業経営の指標	7
第3	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	11
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	13
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	14
第5の2	農業経営基盤強化促進事業に関する方針	14
第6	その他	29
別紙1		30
別紙2		31

# 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

## 1 糸島市農業の現状と課題

本市は、福岡県の西部に位置し、東は県都福岡市に、西は佐賀県唐津市、南は脊振山系を境として佐賀県佐賀市に接している。総面積は215.69k㎡であり、平成22年1月に旧前原市、旧二丈町、旧志摩町が合併して誕生した市である。

本市東部（前原地域）は、福岡市に隣接しており、中央部から北部にかけて豊かな糸島平野が広がっている。この地域は糸島平野を南北に流れる3河川があり、気候は対馬暖流の影響を受けた温帯型という恵まれた自然条件や、福岡市中心部まで電車で35分という立地条件の下で、水稻を主体として、施設園芸（野菜・花き）、露地野菜・花き、畜産等を組み合わせた都市近郊型農業が発展してきた。

本市西部（二丈地域）は、佐賀県唐津市に隣接しており、この地域においても気象、地形、土壌、水利等の自然条件を活かした米麦等の土地利用型農業を主体に、野菜・果樹・畜産等との複合経営を積極的に展開してきた。

本市北部（志摩地域）は、玄界灘に面しており、標高200mを越える山が点在し、その山間を縫って集落と農地が広がる典型的な農村土地利用型形態を示している。年間の温度差は小さく、恵まれた自然的立地条件を活かし、水稻を主体として、施設園芸（野菜・花き）・露地野菜・花き・果樹等を組み合わせた都市近郊型農業を展開してきた。

このような生産条件の下で、平地においては、10haを越える土地利用型の農業者が実在し、本市における大規模土地利用型農業経営の実現性を示している。また、近年、経営の発展を図るため、ハウス栽培などの付加価値の高い施設園芸等を中心とする農業が盛んになり、農産物のブランド化に向けた意欲的な取組が進んでいる。

多品目の産地であることが本市の特色だが、土地利用型作物については、経営の世代交代が順調に進んでいるものの、一部の園芸品目では、後継者不足が顕著になっている。

こうした中、本市の農業・農村が抱えている主な課題として、

- (1) 農業の担い手の中核である認定農業者の育成と多様な人材活用の推進
  - (2) 収益性の高い農業経営の確立と産地育成、スマート農業の推進
  - (3) 新規就農の促進と定着に向けた支援
  - (4) 安全で安心できる農畜産物生産の支援
  - (5) 中山間地域など農村集落の活性化
  - (6) 優良農地の保全と整備及び無秩序な農地転用の抑制
  - (7) 地産地消の推進及び農畜産物の高付加価値化等による「ブランド糸島」の確立
  - (8) バイオマス等の地域資源の循環利用の推進と市民の理解の醸成等
- 等があげられる。

## 2 糸島市の農業構造の見通し

本市の農業構造については、これまで福岡都市圏という立地条件の下で安定兼業農家が増加し農業を支えてきたが、この兼業農家も減少に転じている。このような状況の中で、

離農者あるいは農地の資産的保有志向農家から規模拡大志向農家への農地の流動化が急速に進む可能性が高まっている。

また、中山間地域においては、農業就業人口の高齢化と減少に伴い、後継者に継承されないまたは担い手に集積されない農地が遊休化する傾向にある。さらに、集約型農業へのシフトが進む中で、新規就農者が見込めない土地利用型農業の担い手の高齢化はますます進み、今後担い手が不足することが考えられる。

これらのことから、今後は農家戸数、農業就業人口及び経営耕地面積は徐々に減少し、遊休農地（耕作放棄地）は増加していくと見込まれる。

本市における農家戸数と経営耕地面積等の推移については、以下のとおりである。

(1) 人口・世帯数及び総農家数

(単位：戸、人)

年	項目 糸島市 総世帯数	人口			総農家数				
		計	男	女	計	自給的 農家	販売農家		
							専業 農家	兼業農家	
								第1種	第2種
平成12年	28,442	95,040	45,042	49,998	2,870	467	551	537	1,315
平成17年	31,366	97,974	46,305	51,669	2,656	629	545	460	1,022
平成22年	33,765	98,435	46,532	51,903	2,425	684	545	377	819
平成27年	34,739	96,475	45,599	50,876	2,145	622	595	268	660
令和2年	37,792	98,877	46,984	51,893	1,787	517	-	-	-

(人口・世帯数は国勢調査、総農家数は農林業センサスより)

※専兼業別統計は2020年農林業センサスから把握を廃止

(2) 主副業別農家数の推移（販売農家）

(単位：戸)

年	項目 販売農家総数	主業農家数	65歳未満の農業 専従者がいる	準主業農家数	65歳未満の農業 専従者がいる	副業的農家数
平成12年	2,403	868	817	594	242	941
平成17年	2,027	760	712	452	165	815
平成22年	1,741	660	608	417	170	664
平成27年	1,523	573	522	340	147	610
令和2年	1,264	484	455	168	82	612

(農林業センサスより)

### (3) 経営耕地面積

(単位：ha)

年	項目	経営耕地面積 (ha)				耕作放棄地 面積 (ha)	耕作放棄率 (%)
		田	畑	樹園地	計		
平成 12 年		3,205	437	292	3,934	349	8.87
平成 17 年		3,039	373	219	3,631	502	13.82
平成 22 年		2,995	388	194	3,577	474	13.25
平成 27 年		3,053	333	149	3,536	457	12.92
令和 2 年		2,879	295	117	3,291	689	20.94

(農林業センサスより)

※耕作放棄地面積は 2020 年農林業センサスから把握を廃止しているため、令和 2 年は市農業委員会が実施した荒廃農地調査から引用

### 3 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保の考え方

このような課題に対処し本市の農業を振興していくためには、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の目指すべき目標を明らかにし、その実現に向けての施策を集中的かつ積極的に実施していくことが重要である。このため、効率的かつ安定的な農業経営を実現しようとする農業者に対し、農用地の利用集積や集約化、各種補助事業の優先的実施など農業経営基盤の強化を促進するための措置を講ずるものとする。

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成

具体的には、地域における優良な経営の事例を踏まえ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者 1 人当たり 470 万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者 1 人当たり 2,000 時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

この目標を達成するため、糸島市農業委員会、糸島農業協同組合、福岡普及指導センター等との十分な連携のもと、意欲と能力のある農業者または農業に関係する組織が地域の農業振興を図るために行う自主的な努力を支援するために、農業経営基盤強化促進事業等の措置を総合的に実施する。

#### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

高齢化の進行等により本市の主業農家は減少している。次代を担う人材を確保・育成するため、新規就農を目指す青年新規就農者を確保する。

青年等にとって農業を職業として選択するに足る魅力とやりがいのあるものにする観点から、新規就農者が将来の目指すべき指標としては、(1) に示した年間農業所

得及び年間労働時間とする。

また、就農時における年間農業所得の目標は、就農5年目において、(1)に示した年間農業所得の約7割である300万円以上とし、年間総労働時間は年間150日以上かつ1,200時間以上とする。

加えて、生産技術や経営管理能力の向上を図るとともに、経営に必要な機械・施設の整備など新規就農者が早期に効率的かつ安定的な農業経営体へ移行できるように、各関係機関・団体と連携し取組を推進する。

### **(3) 地域農業の方向性及び担い手の明確化のための話し合い活動の推進**

効率的かつ安定的な農業経営を行う者を育成するためには、各地域における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にする必要があり、このための徹底した話し合い活動を促進する。これにより、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者の農業経営改善計画の自主的な作成や地域の農業者相互の連携が図られるよう誘導する。

### **(4) 認定農業者制度の積極的活用**

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第12条第1項の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、積極的活用を図るものとする。

このため、農業者年金制度の第三者移譲や農地流動化の推進等、農業委員会の支援による農業経営改善計画の設定を受けた個別経営体または組織経営体(以下「認定農業者」という。)への農用地の利用集積・集約はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努める。

また、農業経営改善計画の認定期間が満了する認定農業者に対しては、当該計画の実践の状況や結果の点検、新たな計画の作成に対し、的確な指導や助言その他の支援が行えるような体制の整備に努める。

### **(5) 認定農業者組織の育成及び各種研修会の開催**

認定農業者で組織する認定農業者連絡協議会に対し、農業経営に有益な情報の発信や、経営者としての資質向上につながる各種研修会を実施する。また、福岡普及指導センターの協力を受け、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化など、経営改善方策の提示を重点的に行う。

### **(6) 土地利用型農業の経営基盤強化**

農地利用最適化推進委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。

農用地利用組合等の集团的土地利用調整活動を推進し、利用権設定及び基幹的農作業の受委託による農地流動化を促進し、土地利用型農業の規模拡大及び面的に集約された効率的土地利用条件づくりを促進する。

また、高性能農業機械・施設の効率的利用の推進のほか、市内全域をカバーするRTK基地局を持つ糸島農業協同組合と連携し、スマート農業の導入を促進することで

作業の省力化につなげる。

#### (7) 高収益化の推進

集約型農業については、生産、集出荷施設の整備と合わせて、企業経営感覚の導入、雇用労働力の活用、流通の合理化、生産者の組織化等により、生産基盤の強化を図る。

また、生産技術・作型・品種の改善及び新規作目の導入によるブランド化や高収益化等を推進し、競争力のある産地づくりを行う。

#### (8) 集落営農の推進

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落において、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確にしつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積・集約の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

また、オペレーターの育成、農作業受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実体等に即した生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

#### (9) 都市と農村の交流促進及び農村環境整備

本市が持つ緑豊かな自然環境や歴史風土、更には都市近郊の立地条件を生かし、都市と農村の交流を促進し、相互の理解と協調による社会の健全な発展を図る。このため、糸島市農業公園「ファームパーク伊都国」を都市と農村の交流の拠点施設と位置付け、農業・農村の果たす役割や機能の理解と啓発、消費者ニーズに対応した農産物や農産加工品等の特産品の開発・提供及び朝市・夕市等消費者との対面販売や農業体験イベントなどの実施を推進する。

また、自然に囲まれた水と緑豊かな農村が、そこで生活する農業者にとって憩いのある、住みやすい、魅力あるものとなるため、快適な生活環境の整備を推進する。

#### (10) 環境保全対策

都市化の進展に伴う農地のかい廃や混住化により、農業用水の汚濁や担い手の減少など農業生産の面に影響がある反面、農薬飛散や畜産経営等による悪臭の発生など快適な住環境への影響もみられる。

このため、各種補助事業や融資事業を活用し、機械や施設の導入を行う農業者を積極的に支援する。また、有機農業や環境稲作等環境に優しい農業を進め、地域社会の

合意の下で都市と共存できる農業の推進を図る。

#### (11) 地力増進対策

農業生産の基礎である農地の地力を維持、増進し、消費者ニーズに合った安全な作物を作るためには、化学肥料のみに頼らない健康な土づくりが必要である。

このため、土づくりに最も適した資材である堆きゅう肥の需給調整及びその確保について、畜産農家と耕種農家との連携を図りながら、堆きゅう肥の利用による地力増進を促進する。

#### (12) 中山間地域の活性化

中山間地域においては、農業者の主体性を尊重しながら、新規集約型作目の導入、付加価値の高い加工品の開発、有機栽培等のこだわり農産物等による地域特産品づくりを展開し、集落営農の推進と合わせて地域活性化を図る。

#### (13) 女性農業者の経営への積極的な参画の促進

本市の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、家族経営協定の締結と農業経営改善計画の共同申請の推進、集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参画・協力を促進する。

#### (14) 多様な担い手の育成

近年、自然とのふれあいや健全な食生活、また、食品の安全安心志向の高まりやグリーンツーリズムを楽しむことなど、農業に魅力を感じたり関心を持ったりする人が多くなっている。このようなことから新規で就農を希望する人が増えているため新規就農者等の育成方針を定めるとともに、二丈交流体験広場及び研修施設を活用した農業研修生の受け入れを行う。

また、農福連携や半農半Xへの取組支援などにより、多様な担い手の確保を図る。



## 第2 効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に展開している優良事例を踏まえ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

### 【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
(類型番号1) 水稲＋麦 ＋大豆	水田 15ha 自作地 3ha 借地 12ha  〈作付面積〉 水稲 夢つくし 3.5ha ヒノヒカリ 3.5ha 大豆 フクユタカ 8.0ha 麦 チクゴイズミ 5.0ha ラー麦 5.0ha はるさやか 5.0ha	〈資本整備〉 トラクター 直進 アシスト付 田植機 直進アシ スト付 コンバイン 乗用管理機 〈土地〉 ほ場整備された水 田を借地 〈技術水準〉 ・大型機械による一 貫作業体系 ・乾燥調整は共乾施 設利用 ・大豆収穫は地域の 生産組織に委託	・利用権設定によ り農地の集積を図 る ・水稲、麦は複数の 品種を作付けし、 作業分散を図る ・記帳結果を基に 経営分析を行い、 経営計画を立てる ・農業経営基盤強 化準備金の積み立 てを行う	〈労働力〉 家族 2人 作業が集中する 時期には臨時雇 を行う
(類型番号2) 露地野菜 ＋水稲 (キャベツ)	露地野菜 4.8ha 水稲 3.0ha	トラクター 移植機 育苗ハウス 田植機 コンバイン	・青色申告の実施 とそれに基づく経 営管理の実施 ・団地化・土地集積 による優良農地の 確保 ・品種・作型の組み 合わせによる作業 分散と長期出荷体 制 ・省力化・機械化体 系の導入	〈労働力〉 家族 3人 雇用労働力の活用
(類型番号3) 露地野菜 ＋水稲 (ブロッコリー)	露地野菜 6.0ha 水稲 3.0ha	トラクター 移植機 育苗ハウス 田植機 コンバイン	・青色申告の実施 とそれに基づく経 営管理の実施 ・団地化・土地集積 による優良農地の 確保 ・品種・作型の組み 合わせによる作業 分散と長期出荷体 制 ・省力化・機械化体 系の導入	〈労働力〉 家族 3人 雇用労働力の活用

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
(類型番号4) 施設野菜 + 水稲 (イチゴ)	施設野菜 0.3ha 水稲 2.5ha	連棟パイプハウス トラクター 雨よけ育苗ハウス 田植機	・青色申告の実施 とそれに基づく経 営管理の実施 ・共選共販、出荷規 格の簡素化による 出荷調整作業の省 力化及び雇用労働 力の活用	〈労働力〉 家族 2.5人 雇用労働力の活用
(類型番号5) 施設野菜 (トマトれき 耕栽培)	施設野菜 0.4ha	鉄骨ハウス 溶液栽培システム 複合環境制御装置	・青色申告の実施 とそれに基づく経 営管理の実施 ・溶液栽培・複合環 境 ・制御装置による 省力化 ・共同選果場の利 用 ・雇用(常時および 臨時)の導入	〈労働力〉 家族 2人 常時雇用 2人
(類型番号6) 露地花き (菊)	露地、一部施設花き 1.3ha	トラクター ビニールハウス 暖房機 選花機	・青色申告の実施 ・記帳に基づく家 計と経営の分離及 び経営分析の実施	・雇用労働力の導 入で余暇の持て る生活の実現 ・家族間での分業 体制確立  〈労働力〉 家族 2.5人 雇用労働力の活用
(類型番号7) 施設花き (バラ)	施設花き 0.5ha	硬質フィルム 3棟 ロックウールシス テム 選花機 1台 冷蔵庫 1室	・青色申告の実施 ・パソコンを利用 した経営分析の実 施 ・雇用労働力の導 入 ・家族間での分業 体制確立	〈労働力〉 家族 3人 雇用労働力の活 用
(類型番号8) 施設花き (ファレノプシ)	温室用地 0.5ha 施設花き 0.4ha	ガラスハウス(洋ラン) ビニールハウス(育苗用) 冷房室	・青色申告の実施 ・パソコンを利用 した経営分析の実 施	・雇用労働力の導 入で余暇の持て る生活の実現 ・家族間での分業 体制確立  〈労働力〉 家族 3人 雇用労働力の活用

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
(類型番号 9) 施設花き (草花)	施設花き 0.7ha	連棟ビニールハウス 暖房機 冷蔵庫 トラクター	・需要の動向に応じた品種選定 ・相対取引等の取組みによる販売価格の確保 ・青色申告とそれに基づく経営管理の実施	〈労働力〉 家族 3人  雇用労働力の活用
(類型番号 10) 果樹	〈経営規模〉 樹園地 1.5ha 水田 1.0ha 〈作付面積〉 温州 0.5ha (高畝マルチ栽培) 中晩柑 1.0ha 水稲 0.5ha	高畝マルチ栽培施設 ビニールハウス(不知火) 多目的スプリンクラー マルチ栽培、非破壊 センサーによる選果で高品質のブランド果実を出荷	・園地を区分し、品質に対応した生産管理を行う。 ・青色申告とそれに基づく経営管理の実施	〈労働力〉 家族 2.5人  収穫時期を中心に臨時雇用を行う。
(類型番号 11) 酪農専業	〈経営規模〉 水田 5.0ha 経産牛 50頭 〈作付面積〉 イタリアン 2.0ha スーダン 2.0ha 稲発酵粗飼料 1.5ha	〈資本整備〉 つなぎ飼い(カウコンフォート) パイプライン 搾乳ユニット ロールベールラップ体系 トラクター 堆肥舎 他 〈土地〉 稲わらは堆肥との交換 〈技術水準〉 乳用牛群検定組合に加入し、生産性の向上を図る	・記帳結果を基に経営分析を行い、経営計画を立てる ・トラクター以外の飼料作物生産施設、機械は3戸共有	〈労働力〉 家族 2人  酪農ヘルパーを活用し休日確保
(類型番号 12) 肥育牛専業	〈経営規模〉 肥育牛 黒毛和種 125頭 〈作付面積〉 稲わら収集 10ha	〈資本整備〉 群飼い牛舎 堆肥舎 ロールベアラ 堆肥散布機 〈土地〉 稲わらは堆肥との交換 〈技術水準〉 ・生後9ヶ月齢導入、枝肉重量500kg仕上げ ・肥育前期は粗飼料中心で牛体づくり ・肥育後期は濃厚飼料中心で肉質向上	・トラクター以外の飼料作物生産施設、機械は3戸共有 ・記帳結果を基に経営分析を行い、経営計画を立てる	雇用労働力の導入で余暇の持てる生活の実現  家族間での分業体制確立  〈労働力〉 家族 2人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
(類型番号 13) 肉用牛専業	〈経営規模〉 水田 5.0ha 肉用牛 80頭 〈作付面積〉 イタリアン 1.0ha スーダン 1.0ha	トラクター フロントローダー フォレージハーベスター ヘイベラー (自走式) 畜舎 (鉄骨スレート) 堆肥舎 (鉄骨スレート) 稲わらは堆肥との交換	・青色申告とそれに基づく経営管理の実施	〈労働力〉 家族 2人  雇用労働力の導入で余暇の持てる生活の実現

【組織経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
(類型番号 14) 水稲+麦 +大豆  (主たる 従事者 1人)	〈経営規模〉 水田 30ha 〈作付面積〉 水稲 元気つくし 7.5ha ヒノヒカリ 7.5ha 大豆 フクユタカ 15ha 麦 チクゴイズミ 10ha ラー麦 10ha はるさやか 10ha	〈資本整備〉 トラクター 直進 アシスト付 田植機 直進アシスト付 コンバイン 乗用管理機  〈土地〉 ・ほ場整備済みの水田を集団化  〈技術水準〉 ・基幹作業はオペレーターによる機械化一貫作業 ・乾燥調整は共乾施設を利用 ・ブロックローテーション方式による大豆生産	・農業経営基盤強化準備金の積み立てを行う ・記帳結果を基に経営分析を行い、経営計画を立てる ・定期的に税理士の指導を受ける ・賃借料は 16,000円/10a ・ほ場は 5 か所程度に集約	〈労働力〉 構成員 2.5人 臨時雇用 18人・日

### 第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

第1に示したような目標を達成する青年等が目標とすべき農業経営の指標として、現に展開している新規就農の事例を踏まえ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

#### 【個別経営体】

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
(類型番号1) 水稲＋麦 ＋飼料用米	〈経営規模〉 水田 9ha 自作地 2.0ha 借地 7.0ha 〈作付面積〉 水稲 元気つくし 2.0ha ヒノヒカリ 2.0ha  飼料用米 5.0ha  麦 チクゴイズミ 4.5ha ラー麦 4.5ha	〈資本整備〉 トラクター 田植機 コンバイン 乗用管理機 〈土地〉 ほ場整備された水田を借地 〈技術水準〉 ・大型機械による一貫作業体系 ・乾燥調整は共同乾施設を利用	・利用権設定により農地の集積を図る ・借地料は 12,500円/10a ・経営面積のおよそ5割で飼料用米を作付け ・水稲、麦は複数の品種を作付けし、作業分散を図る	〈労働力〉 家族 2人
(類型番号2) 露地野菜 ＋水稲 (キャベツ)	露地野菜(キャベツ) 3.0ha 水稲 3.0ha	トラクター 移植機 育苗ハウス 田植機 コンバイン	・青色申告の実施とそれに基づく経営管理の実施 ・団地化・土地集積による優良農地の確保 ・品種・作型の組み合わせによる作業分散と長期出荷体制 ・省力化・機械化体系の導入	〈労働力〉 家族 2人  雇用労働力の活用
(類型番号3) 露地野菜 ＋水稲 (ブロッコリー)	露地野菜 4.0ha 水稲 3.0ha	トラクター 移植機 育苗ハウス 田植機 コンバイン	・青色申告の実施とそれに基づく経営管理の実施 ・団地化・土地集積による優良農地の確保 ・品種・作型の組み合わせによる作業分散と長期出荷体制 ・省力化・機械化体系の導入	〈労働力〉 家族 2人  雇用労働力の活用

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
(類型番号4) 施設野菜 +露地野菜	〈経営規模〉 水田 1.3ha 〈作付面積〉 アスパラ 25a キャベツ 1ha	〈資本整備〉 トラクター 移植機 連棟補強型パイプ ハウス	・青色申告の実施と それに基づく経営 管理の実施	〈労働力〉 家族 2人 雇用労働力の活用
(類型番号5) イチゴ専作	〈経営規模〉 水田 35a 〈作付面積〉 イチゴ(土耕) 20a 早期 10a 普通期 10a	連棟補強型パイプ ハウス トラクター 田植機	・青色申告の実施と それに基づく経営 管理の実施 ・共選共販、出荷規 格の簡素化による 出荷調整作業の省 力化及び雇用労働 力の活用	〈労働力〉 家族 2人 雇用労働力の活用
(類型番号6) トマト専作	〈経営規模〉 水田 40a 〈作付面積〉 トマト 30a	鉄骨補強型パイプ ハウス 溶液栽培システム 複合環境制御装置 ハウス加温機	・青色申告の実施と それに基づく経営 管理の実施 ・溶液栽培・複合環境 ・制御装置による省 力化	〈労働力〉 家族 2人 雇用労働力の活用
(類型番号7) 菊専作	〈経営規模〉 水田 35a 〈作付面積〉 電照ギク 30a	鉄骨ハウス 暖房機 選花機 予冷库	・青色申告の実施 ・記帳に基づく家計 と経営の分離及び 経営分析の実施 ・機械の導入、施設 の高度化による省 力化	・家族間での分業 体制確立 〈労働力〉 家族 2人 雇用労働力の活用
(類型番号8) 施設花き (草花)	〈経営規模〉 水田 40a 〈作付面積〉 施設花き 30a (トルコギキョウ、ク ルクマ、キンギョソ ウ等)	連棟ビニールハウス 暖房機 冷蔵庫 トラクター	・需要の動向に応じ た品種選定 ・相対取引等の取組 みによる販売価格 の確保 ・青色申告とそれ に基づく経営管理の 実施	〈労働力〉 家族 2人 雇用労働力の活用

#### 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

##### 1 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び 面的集積の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地 の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備 考
面積のシェア：80% なお、面的集積の目標については、農地中間管理事業を活用して、効率的かつ安定的な農業経営を営む者への面的集積の割合が高まるように努める。	経営耕地面積 3,300ha シェア面積 2,640ha

※目標とする年次は、令和10年度とする。

##### 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

###### (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市の平坦部では、水稻・麦・大豆を主体とする土地利用型農業を展開し、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んできているものの、土地利用型農業への新規就農者はほとんどなく、担い手の高齢化も進んでいることから、土地利用型農業の担い手不足が懸念されるようになった。さらに、担い手ごとの経営農地も比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、中山間地域では、平坦部に比べ自然的・経済的・社会的条件が不利なため、この傾向が一層強く、担い手不足が深刻化している。

###### (2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

本市では、今後10年で更に農業従事者の高齢化等が進み、このような農地所有者からの農地の貸付等の意向が強まることが予測される。今後受け手となる担い手への農地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手の経営農地を面的に集約し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

このため、効率的かつ安定的な農業経営を実現しようとする農業者に対し、農地中間管理事業等により、農用地の利用集積・集約を図るとともに各種補助事業の優先的実施など農業経営基盤の強化を促進するための措置を講ずる。

また、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域農業者をはじめとする関係者の合意形成を図りつつ、各年度ごとに、農用地の利用集積・集約の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

### (3) 農地利用ビジョン実現に向けた関係機関及び関係団体との連携等

本市の将来の農地利用ビジョンの実現を図るために、福岡県、糸島市農業委員会、農地中間管理機構、糸島農業協同組合等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

中山間地域や担い手が不足している地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリア等の設定を促すとともに、放牧利用や蜜源利用、省力栽培による保全等の取組を進める。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における主要作物の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、本市の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、糸島市、糸島市農業委員、農地利用最適化推進委員、糸島農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を糸島市農業振興課に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第 5 条に規定する活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

本市は、地域計画の策定に当たって、福岡県・糸島市農業委員会・農地中間管理機構・糸島農業協同組合等の関係機関・団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

### 第 5 の 2 農業経営基盤強化促進事業に関する方針

本市は、福岡県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第 6 「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性である複合経営を中心とした多様な農業生産の展開等の特徴を十分踏まえて、以



下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域計画推進事業
- (2) 農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業
- (3) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- (4) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- (5) 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- (6) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。なお、農地中間管理事業の実施を促進する事業については、本市全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、集約化が図れるよう努めるものとする。

ア 平坦部においては、土地利用型農業の経営規模拡大のため、地域計画推進事業を重点的に実施する。特に、農用地利用改善団体や土地改良区、地域、集落等の主体的な取組と認定農業者制度による担い手の明確化によって、これら認定農業者に対して利用権設定を集中的に推進し、連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ その他の地区においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体等の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の発生防止と解消に努める。

以下、個別事業ごとに述べる。

## 1 利用権設定等促進事業に関する事項

### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作または養畜の事業を行う個人（改正前の農業経営基盤強化促進法（以下、「旧法」という。）第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。）を除く。）または農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて、多様な担い手の新規就農者等については、(ア)から(ウ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作または養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

- (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
  - (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
  - (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合または近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うことができることと認められること。
- ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- ② 農用地について、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利またはその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合または農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合または農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業又は、法第7条第1項に掲げる事業を行う農地中間管理機構または独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、または独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業または業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 農地所有適格法人以外の法人等が賃借権または使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア 耕作または養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められること。
  - イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
  - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一

人以上の者がその法人の行う耕作または養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員または株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら2つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

## （2）利用権の設定等の内容

設定（または移転）される利用権の存続期間（または残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

## （3）農用地利用集積計画の策定期期

ア 本市は、法第6条の規定による基本構想の同意後必要があると認められるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条により見なされる場合は不要）。

イ 本市は、農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

ウ 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（または移転）された利用権の存続期間（または残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積に係る利用権の存続期間（または残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（または残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（または移転）を内容として定める。

## （4）農用地利用集積計画の作成

ア 利用権の設定等を行おうとする者または利用権の設定等を受けようとする者の申し出があり利用権設定等の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

イ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるにあたっては、利用権の設定等を受けようとする者（（1）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、

利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作または養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### (5) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名または名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借権または使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名または名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（または移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（または移転の時期）、存続期間（または残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が、農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（または移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
  - ア その者が、賃貸借または使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借または使用貸借の解除をする旨の条件
  - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、改正前農地法施行規則第60条の2各号で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権または使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について糸島市農業委員会に報告しなければならない旨
  - ウ その者が、賃貸借または使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
    - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
    - (イ) 原状回復の費用の負担者
    - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取り決め
    - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取り決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

## (6) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(5)の②に規定する土地ごとに(5)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利またはその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が10年を超えないものに限る。)の設定または移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

## (7) 公告

本市は、糸島市農業委員会の決定を得て農用地利用集積計画を定めたときは、その旨を本市の掲示板への掲示により公告する。

## (8) 公告の効果

本市が、(7)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)、または所有権が移転するものとする。

## (9) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効果的に利用するように努めなければならない。

## (10) 紛争の処理

本市は、利用権の設定等が行われた後は、借賃または対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じた時などは、当該利用権の設定等の当事者の一方または双方の申し出に基づき、その円満な解決に努める。

## (11) 農用地利用集積計画の取り消し等

① 本市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(7)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権または使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者(旧法第18条第2項第6号に規定する者)に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作または養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれ

もがその法人の行う耕作または養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

- ② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、糸島市農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権または使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (7)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借または使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

- ③ 本市は、②の規定による取り消しをしたときは、農用地利用集積計画を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を本市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

- ④ 本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借または使用貸借が解除されたものとみなす。

- ⑤ 糸島市農業委員会は、②の規定による取り消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業の活用を図るものとする。糸島市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

## 2 農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

- (1) 本市は、県下一円を区域として農地中間管理機構の特例事業（以下「特例事業」という）を行う（公財）福岡県農業振興推進機構との連携の下に、普及啓発活動等を行う事によって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

- (2) 本市、糸島市農業委員会、糸島農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

## 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

## (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。ただし、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域や集落を分割して実施区域とすることができる。

## (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

## (4) 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

(イ) 農用地利用改善事業の実施区域

(ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

(エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

(オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

## (5) 農用地利用規程の認定

ア (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款または規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えているものは、基本要綱様式第6-1号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

イ 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

(ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

(イ) (4)のアの(イ)に掲げる実施区域が地域計画の区域内であるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

(ウ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

(エ) (4)のアの(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するも

のであること。

(オ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 本市は、イの認定をしたときは、その旨を本市の掲示板への掲示により公告する。

エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

#### (6) 特定農業法人または特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア (5) のアに規定する団体は、農用地の保有、利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等または農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）または当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款または規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 11 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を当該特定農業法人または特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、(4) のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

(ア) 特定農業法人または特定農業団体の名称及び住所

(イ) 特定農業法人または特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

(ウ) 特定農業法人または特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

ウ 本市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が、(5) のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) のアの認定をする。

(ア) イの(イ)に掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

(イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等または農作業の委託を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申し出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、または特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

エ イで規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第 12 条第 1 項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。



#### (7) 農用地利用改善団体の勸奨等

ア (5) のイの認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等または農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

イ アの勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等または農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### (8) 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 本市は、(5) のアに規定する団体または当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、福岡普及指導センター、糸島市農業委員会、糸島農業協同組合、(公財)福岡県農業振興推進機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

### 4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

#### (1) 農作業の受委託の促進

本市は、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織または農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の

組織的な促進措置と連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

## (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託または委託を行おうとする者から申し出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

## 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

さらに、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成に係る助言や支援が行えるよう支援体制の整備に努めるとともに、認定農業者の自主的な活動を促進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

## 6 新たに農業経営を営もうとする青年及び農業を担う者等の確保及び育成に関する事項

第1の3(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

### (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

#### ① サポート体制の強化

新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、その受入から定着まで必要となるサポートを一元的に行える就農相談員を設置する。

#### ② 受入環境の整備

糸島市農業委員会、糸島農業協同組合や福岡普及指導センター等と連携し合同就農相談会を定期的開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報の提供を行う。また、市内の農業法人や認定農業者と連携し、農業研修生を受け入

れるまちづくり事業などの研修制度の充実を図る。

また、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

③ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の1つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場や、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

**(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組**

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

糸島市、糸島市農業委員会、糸島農業協同組合、福岡普及指導センターが連携・協力し、就農後の巡回指導や面談を行うことで当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みを作る。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの見直しや地域計画の修正等の話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために糸島市新規就農者ネットワーク協議会への参加を促すとともに、糸島市認定農業者連絡協議会や糸島市農業女性の会等との交流の機会を設ける。

③ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランや地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金、経営開始資金や青年等就農資金、経営発展支援事業や経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

**(3) 関係機関等の連携・協力体制の構築**

就農に向けた情報提供や就農相談、就農後の相談等については、糸島市、糸島市農業委員会及び糸島農業協同組合、福岡普及指導センターを中心に連携・協力しながら各種取組を進めるとともに、糸島市認定農業者連絡協議会や糸島市農業女性の会、九州大学大学院農学研究院等の農業関連団体の助言等をいただきながら、糸島市全体で新規就農者を支援できる体制の構築を目指す。

個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

**(4) 就農等希望者マッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供**

① 就農希望者が必要とする情報の収集・整理、提供

糸島農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、福岡県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

② 農業を担う者の確保のための情報収集及び関係機関への提供

農業を担う者の確保のため、糸島農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、福岡県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。

③ 新たに農業経営を開始する者へのサポート

新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に経営の移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、糸島市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

## 7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、次の関連施策等との連携に配慮するものとする。

事業名	地区名	内容
中山間地域等直接支払事業	地域振興法5法及び福岡県知事が指定する地域	農業生産条件の不利な中山間地域への支援を図る。
活力ある高収益型園芸産地育成事業	糸島市	先進技術や省力機械を導入した園芸農業の振興を図り収益性が高く活力ある園芸産地を育成し、安定的な経営体の育成を図る。
水田・畑作経営所得安定対策	糸島市	米・麦・大豆の生産に対する経営を保証し安定を図る。
多面的機能支払交付金事業	糸島市	農業、農村が有する多面的機能の維持・発揮を支える地域の共同活動を支援する。
農村女性活動促進事業	糸島市	農業女性の地位の向上と意識の高揚を図り、女性の感性を生かした農業の新たな展開を推進するため農業女性が行う研修や実践に対して支援する。

<p>経営体育成基盤整備事業</p>	<p>沖田（志摩桜井） （受益面積：35.2ha） 大入（二丈福井） （受益面積：18.1ha）</p>	<p>農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進める。</p>
<p>県営ため池等整備事業</p>	<p>牟田溜池 （井原） 三十六池 （志摩小金丸） 長浦(1)池 （志摩馬場） 浦池 （志摩野北） 大石ヶ坂溜池 （井原） 有坂溜池 （三雲） 森畑池 （志摩御床） 荒牟田池 （志摩小富士） 中浦池 （志摩稻留） 百田池 （志摩桜井） 井田溜池 （山北） 叶原溜池 （前原南二丁目） 出ノ浦池 （志摩師吉） 宮星井堰、上土居井 堰、梶取井堰 （泊）</p>	<p>農業生産基盤整備の促進を図る。</p>
<p>農業水利施設保全対策事業</p>	<p>片山排水機場 大新開井堰 新田排水機場 岐志樋門 寺山排水機場 小富士排水機場</p>	<p>農業生産基盤整備の促進を図る。</p>

	浦志排水機場	
県営農村総合整備事業	千早新田・岩本 有田中央 前原 篠原 三雲 志摩松隈 志摩稻留	農業生産基盤整備の促進を図る。

## (2) 推進体制等

### ア 事業推進体制等

本市は、糸島市農業委員会、福岡普及指導センター、糸島農業協同組合、土地改良区、営農組合、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、その他関係団体等と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。この検討結果を踏まえて、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意のもとに効率的かつ安定的な経営体の育成及びこれらへの農用地の集積を強力に推進する。

### イ 糸島市農業委員会等の協力

糸島市農業委員会、糸島農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

## 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成 22 年 6 月 11 日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成 26 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和 4 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和 5 年 9 月 26 日から施行する。

別紙1 (第5の2の1(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用または公共の用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接または間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)または畜産公社(農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)

ア 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項

イ 対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合を除く。)または生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)

ア 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うことができることと認められること。

イ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人または農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第6号、第8号又は第9号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

ア 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。



別紙２ （第５の２の１（２）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権または使用貸借による権利に限る。）の設定または移転を受ける場合

① 存続期間または残存期間	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1. 存続期間は3年、6年または10年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮するうえで適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常栽培期間からみて3年、6年または10年とすることが適当でないとは認められる場合には、3年、6年または10年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、設定（または移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（または残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算出する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のものとする場合には、その借賃は、それを金銭に換算した額が上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のものとした場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払い等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権の設定（または移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権の設定（または移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額またはその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申し出に基づき、本市が認定した額をその費やした金額または増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地または農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権または使用貸借による権利に限る。）の設定または移転を受ける場合

① 存続期間または残存期間	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
I の①に同じ	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益または負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。</p>	I の③に同じ	I の④に同じ

Ⅲ 農地の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ	<p>1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2. 1の場合において、受託経費の算定にあたっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者または農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用権集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、または所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>